

Title	アメリカ合衆国における公立学校と宗教教育の諸問題
Sub Title	Problems on Public Schools and Religion in the United States
Author	山崎, 恒夫(Yamazaki, Tsuneo)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1959
Jtitle	哲學 No.36 (1959. 7) ,p.127- 147
JaLC DOI	
Abstract	<p>1. The problems of religious instruction have far been the core of moral education in the sense that, though ethical knowledges do not directly lead to moral conducts, it is still of great importance to grasp them in the scope of cultivation of enriched sentiments. The state-church relationship is classified in the three patterns: 1) A single religion is given a superior position to any other religious sect. 2) A religious sect is singled out, as the Church of England in Britain, but other religions are also permitted. 3) No religion may be supported or prohibited by the state authorities, i.e. complete separation of church and state. Since the problem in our country is no doubt taken in the third category, it is of some significance to compare it with the practice in the United States which is the forerunner on the same road. 2. In the United States, there have been a number of crucial issues arisen in this field including Bible reading and the Released Time, the clear examples of which may be observed in the everson Case and McCollum Case. Many views, pro and con, have been presented on the issues and also the court decisions thereof, and yet no clear-cut conclusion has been made among people as well as the experts. 3. In analysing these problems to find solutions, we should have a sight at the historisal processes from the time when moral education was completely under the control of religion to the present when the state no longer has any power to relate education with religious doctrines, thus practising the entire separation of church and state. Thus the modification of many religous influences in the latter half of the eighteenth century and the early nineteenth centry may be well said to have brought about the today's system. 4. The above transition from religious to non-religious type of education was surely a kind of compromise, but it may be said that the people have overcome the problems not by easy-goingly stooping to the compromise but by rising up to it in active manners. In this sense, secularism in education is not anti-religious education but rather non-religious education which is trying not to infringe any freedom of individuals.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000036-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ合衆国における

公立学校と宗教教育の諸問題

山崎恒夫

一

宗教を学校教育のなかでどう扱うかということはきわめて微妙なる問題である。ここに教育がいわゆる知識や技能の授受に留まらず全人的陶冶を目ざすとき、道德教育との関連において、教科のなかで、あるいは生活指導計画のなかで宗教教育にどのような地位をあたえるかは、もつとも大きな腐心を要することであろう。

もちろん道德に関する知識は直接に道德行為を指導するものではなく、道德的心情が実践的行動のなかに生きてくるものでなくてはならないのはいうまでもない。いいかえるならば、おのれの知識が善をなし悪を退けるべく命ずるところに従うだけでなく、おのれの欲求が善を志向するに到ること、これが真の意味での徳性の涵養でなければならぬ。しかしながら、他面、善を追い悪より遠ざからんこの欲求が抱かれ、且つそれが成就されんがためには、

なにが善であり、なにが悪であるかの認別がなされねばならない。茲において、道德的行為にたいする真の欲求は人間の自然的な欲求そのものではなく、一たん知識の課程を経てのち、それが心情化され態度化されるところに発するといわざるをえない。この意味で、宗教は、少くとも過去において、モラルに関する知識の授与と道德的心情の培養とにおいて、人間形成上、たしかに一種の大きな機能を果たしてきている。もとより道德的行為の裏づけになるものは、ひとり宗教的心情のみではないであろう。けれども過去の教育において、とりわけ欧米諸国におけるキリスト教思想のごとき、道德行為の根本たる良心の問題との関連において、宗教的心情のはたした役割の少なからざるもののあるのは、何人といえども否定できないであろう。

しかしながら、他面宗教が教育において占める役割の大きければ大きいほど、その実際上の取り扱いは当然幾多の論議を引き出ださざるをえない。とくに近代民主主義社会の中心的理念である、個人の自由と尊嚴の立場と、それぞれ特定の宗教教派の信条とをいかに両立させるかは、まことに錯雑した問題といわざるをえないのである。個人の尊嚴という理念の核心は、究竟、個人の内面的生活に価値をおき、その自由を獲保するということである。されば、そのもつとも内面的心情なる宗教的信条は最大限に尊重されねばならぬものであるのはいうを俟たない。しかしながら、ここでは是も重要なことは、いかなる宗教的心情も、具体的なる宗教上の教理なしには培われえない、ということである。元来、人間というのは一個の抽象的概念にすぎず、実際に陶冶の対象となり、人格形成の主体となるのは、現実に存在する個人個人である。同様に、人間形成にあずかる宗教とは、いわゆる宗教なる概念ではなくして、現実に社会的設営 (social institution) としての形をとつた教派であり、その教理であり、その活動である。ここにいわゆるインスティテューションナリズム (institutionalism) の問題があり、現実の社会において、と

きに個人の尊厳の問題とはげしく抵触する。ことに種類の異なつた宗教的信条をいだいているピープル (people) の子弟を対象とし、彼らによつて賄われている公立学校にあつては、徳育上にはたす宗教の機能を認めつつも、いかに宗派的に不偏不党の原則を守つていくか、この点に教育制度上ならびに方法上の最大の難関があるといわねばならないのである。

この公立学校教育と宗教教育との関係については、理論上また實際上、三つの型に分類することができる。その一つは、近代以前のヨーロッパにみられたように、特定宗派（中世社会におけるカトリック）に優越的な特殊な地位をあたえ、他を抑える形式である。宗教教育の質的な意味において、この方式はもつとも徹底するが、そこにはまた上述のごとき個人の内面生活、すなわち各人の信条の自由からんで大きな問題を蔵している。第二は、特定宗派に国教としての優越的地位をあたえはするが、他の宗派に基く宗教教育をも同時に認める型であり、現在のイギリスのごときがこの形体をとつている。残る第三の型は国家や地方公共団体が、どの宗派にたいしても、いかなる干渉をもあたえなければ、いかなる援助をも施さず、いわば国家はどのような宗教教派にたいしてもまつたく権限と責任の埒外におかれているものであり、フランスおよび本論において扱うアメリカ合衆国がこの型に属する。この形体のもとでは、個人の宗教的信条は遺憾なく守られるが、学校活動のなかに宗教的要素を組み入れることは、事実上、不可能もしくは極めて困難となる。

わが国の教育制度のもとでは、まず日本国憲法第二〇条に「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。国およびその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはな

らない」と規定され、さらに之をうけて教育基本法第九条にも「国および地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育、その他宗教的活動をしてはならない」とあきらかに唱われていて、上述の第三の類型に入ることとは明瞭である。しかも右の規定ははつきりと成文をもつて国公立学校における宗教教育の否定を打ち出しており、きわめて強い禁止的規定であるということができよう。もとより、教育基本法の規定は「特定の宗教のための」と限定した形容句を附してはいるが、先にも述べたごとく、宗教教育は具体的な教派の教育に抛らずして之を実現することは不可能である以上、この規定は、事実上、いかなる宗教的色彩を帯びた教育をも排除するものであるといつて差支えない。

しかしながら、冒頭に論じたように、宗教的心情の育成は徳性の涵養に深い関連を有するのを認めるとき、はたして斯る消極的否定的立場からの見解で足りるであろうか。ここにわれわれの深い考察がなければならぬものと考えられる。とくに、斯様な立脚点からの法的規定は、ただちに、教育における、というよりは人間形成における宗教不要論の一面的なる結論を引きいだす可能性をもなしとしない。この点において、実はもつと精密なる考察を必要とするであろう。こういつた意味で、おなじく第三の類型に属するアメリカ合衆国の実情と、それをめぐる論議とを、改めて一覽することは必らずしも意義なしとしないであろう。こういつた意味で、それらの経過を跡づけて、こんにちの体勢を生むに到つた背景を探ることが、本論の狙いである。

二

現代アメリカにおける宗教と公立学校の問題は主として次の分野に種種の論議を生み、そのうちの幾つかは、州

の法廷あるいは合衆国最高裁判所の裁判にかかった、いわゆるコート・ケースとなつてゐる。

(一) スクール・バスの問題

(二) 教科書の無償交付の問題

(三) 宗派学校を公立学校の代用として使用する問題

(四) 聖書講読および解放時間の問題

このうち、教科書の無償交付の問題とは、義務教育年限に相当する学年の宗派的私立学校の生徒児童にたいして公立学校生徒児童とおなじく、公費をもつて教科書を無償で交付すべきや否やの問題であり、ニューヨーク、ルイジアナ、ミズーリの諸州において問題を惹起している。また宗派学校を公立学校の代用にし得るや否やの問題は、第一次大戦以後よりケンタッキー、アイオワ、ミズーリ、ニューメキシコ州の諸地方など、公立学校の発達が順調に捗らなかつた場所におこつてゐる。このほか身体検査その他の健康管理や給食などについて、公費を宗派学校児童生徒を対象として用い得るやの問題も、少なからぬ論議的となつてきているようである。しかしながら、これらの全てにわたつて詳細に論ずることは本論の目的ではない。ここでは焦点をスクール・バスの問題と、聖書講読(Bible Reading)ならびに解放時間(released time)の問題とに限定したい。けだし宗教と公立学校の関係において、もつとも本質的な重要さを持ち、事実大きな論議の対象となつてゐるのは右の二者だからである。

まずスクール・バスの問題を見るのに最も代表的にも考えられるのは、ニュー・ジャージーにおこつたエヴァンス・ケースである。この事件の核心は、子弟を公立学校に通わせず、みずからの教育方針に則つて宗派学校に入れた父兄にたいして、教育税のなかよりスクール・バスに当てられるべき分を払い戻すことの可否であつた。この事件に

たいして、ニュー・ジャージー州ならびに合衆国最高裁判所はともに合法の裁定をくだした。合衆国最高裁判所の判決文は次のごとくいつている。

……修正第一条の「公教の樹立」に関する条項は少なくとも以下の通りである。すなわち、州政府も、また合衆国政府も、一宗派を樹立することはできない。また、一宗教に援助をあたえる法、すべての宗教に援助をあたえる法、あるいは或る宗教を他宗教よりも優先的に扱う法を制定することはできない。また、人にたいし、その意志に反して、教会に通うように、あるいは教会に通わないように影響をあたえるようなことをしてはならないし、またいかなる宗教にたいしても信仰もしくは不信仰を表明するように強制することはできない。……額の大小を問わず、いかなる税も、いかなる宗教活動を支援するためにも徴収されてはならない。

……ニュー・ジャージー州は、修正第一条の「公教の樹立」の章句にしたがつて、税によつてえられた資金を、いかなる宗教の信条信仰を教授する機関の支援に用いることもできない。しかしながら、他方、同修正の他の語句は、ニュー・ジャージー州は、その州民が自己の信奉する宗教を自由におこなうことを妨げえないことを命じている。したがつて同州は、カトリック、ルーテル教会、マホメット教、バプティスト、ユダヤ教、メソジスト、無信者、長老教会、その他いかなる信仰の構成員にたいしても、個人を、その信仰の理由をもつて、あるいは信仰を欠く理由をもつて、公共福祉の立法の恵沢を受けることから除外することはできない。われわれは、一州が公立学校に通学する子供だけに運輸手段をあたえることはできぬという意味のことをいつているわけではないが、ニュー・ジャージー州民を州によつて樹立された宗教から守るにあたつて、われわれは慎重であらねばならないし、またわれわれは、ニュー・ジャージー州がその州法一般の恩恵を拡大して、宗教上の信仰に拘わりなくその

全州民に及ぼすことを、不用意に禁止しているものではない点を確認しなければならない……

右の判決文においてとられている態度は、州自身の決定によつてスクール・バス使用の便宜を公立学校児童生徒に限定することは差支えないけれども、エヴァスン・ケースそのものは、なんら違憲的なものではなく、いわば公共の福祉のための事業の一部と考えられて、とりたてて特定宗教の保護にはならない、ということである。この判決に當つて合衆国最高裁判所は、敢えて明確な結論を出さず、むしろ実際の措置を州にまかせた観がある。

しかしながら、この態度の本質は本ケースを公教樹立の問題とみなしえないと断じた点にあり、合衆国もしくは州政府による積極的な宗教の保護を是認したものでないことはもちろんである。しかも、本ケースにたいする裁定には次に述べるごとき少数意見のあつたこと、しかも判決は九名の最高裁判事により、五対四という僅か一票の差でなされたことは、本問題の本質の所在がいかにか微妙にして裁決に困難なるものであつたかを物語っている。同判決の少数意見は、

同修正の目的は、単に一個の宗派、信条、あるいは教派の公的樹立を指し、イギリスおよびそのいくつかの植民地に圧倒的にみられたごとき有形的な関係を不法化することにあつただけではない。必然的にそれは、すべての斯様な関係を根絶するにあつたのである。しかしながら、目標は、この狭義の教会と国家の分離よりもさらに広いところにあつた。すなわち、それは、宗教にたいするあらゆる形式の公的な援助もしくは支持を総括的に禁止することに、宗教活動と一般公共活動との分野の完全且つ永久的な分離をつくり出すことであつた……と述べている。いいかえるならば、少数意見は、政教のあいだの壁は修正第十四条の規定により州にも適用されるものとして、一部に唱えられるごとき、修正第一条の規定は合衆国政府にたいする宗教援助の禁止を意味するのみ

で、各州の責任において援助をあたえることは違憲ではない、という見解に反駁を加えているのである。

(註1) 修正第一条、連邦議会ハ法律ニ依リ国教ノ樹立ヲ規定シ、若クハ宗教ノ自由ナル遂行ヲ禁止スルコトヲ得ズ。(以下略)

(註2) 修正第一条、第一節、合衆国ニ於テ出生シ、又ハ帰化シ、其ノ管轄權ニ服スル凡テノ人ハ、合衆国及ビ其ノ居住スル州ノ市民タリ。何州モ合衆国市民ノ プリウイレヂス 特 権 或ハ イニユニテイス 免 除 ヲ損フ法律ヲ制定シ、或ハ施行スベカラズ。又何州ト雖モ正当ナル法ノ手續ニ依ラズシテ何人ヨリモ生命自由或ハ財産ヲ奪フベカラズ。又其ノ管轄内ニ在ル何人ニ対シテモ法律ノ平等ナル保護ヲ拒ムコトヲ得ズ。
(訳文は高木八尺、米國憲法略義に依る)

教科のなかに「聖書講読」(Bible Reading)を加えることは欧米諸国の学校教育においては半ば常識的なことであり、公立学校教育と宗教との分離を建前とするアメリカ合衆国においても例外ではない。殊に第一次世界大戦頃から、学校の教科のなかに、分離の原則を損わないかぎりにおいて、なんらかの形で宗教的な情操を養う機会をあたえること、とくに道徳一般との関連においてこれを強調すること、といった点の主張が漸次強まってきたのである。すなわち、欧米社会の文化的倫理的根柢である聖書を、宗派的な註解を加えることなく教えようという考えである。現在、州憲法によつて宗派的教育を禁止しているもの十二、州憲法以外の法律によつて禁止しているもの二十四を数えるにも拘わらず、聖書講読を禁止する州は一つもなく、逆に、聖書を学校教育で用いることは宗教の自由の権利の侵害にはならないとはつきり唱っているミシシッピーのごとき州のあること、また十二州においては聖書講読を公立学校で行うように規定しているものがあること(この十二州のうち七州は宗教的教育を禁止している)は、聖書講読に関するかぎり、一般に宗教活動に属するものとは考えられてはいない証拠である。さらに、この問題に関する多くの法廷の判決も、特別な宗派臭をもつた解釈があたえられず、また生徒に出席を

強制しないかぎり、合衆国憲法の精神に反するものではないとしていることは、いつそう聖書講読が、法的にも、一般の良識においてもひろく受け入れられていることを示すものといえよう。

ただ、一般に、聖書講読に用いられるテキストがキング・ジエームズ版であり、いわゆるプロテスタントの聖書であることに不満の声を聞くことのあるのは、裡に問題を秘めていると考えることができるかもしれぬ。事実、この問題に関して聖書講読を禁ずる判決をさせた法廷も数例あり、そのうちの代表的なものとみなされる一九一〇年のイリノイ州の裁判所の判決文は、

- (一) 聖書はキリスト教徒以外の市民にとつては宗派的な書籍となること。
- (二) キリスト教には種々の宗派があり、宗派毎に異つた解釈のあること。
- (三) アメリカ合衆国はプロテスタントの伝統国であり、大部分の市民はプロテスタント諸宗派に属するが、法的にはプロテスタントとカトリック、キリスト教徒と異教徒とのあいだに差別を立てえず、市民としての権利は平等であること。

を強調している。これは特に国民間に相当数を占めるカトリック教徒とユダヤ教徒とを対象として、種々の配慮を示したものではあるが、ここに到つて聖書講読すら無条件に宗教的色彩の外にあるとは必ずしも断じえない微妙なる問題を提起するものと見ざるをえない。

しかしながら、二十世紀の公立学校における宗教教育の傾向は、聖書講読をすら捨ててまつたく無宗教的立場を採るよりも、それとは逆の方向に進んできているようである。すなわち、ここ十数年急速に論議の対象になつてきた解放時間 (the released time) の問題がこれである。解放時間計画とは、正規の授業時間において、児童生徒を

おのおのの宗派別グループに分け、教会等の宗教施設に行かせるか、もしくは各宗派より牧師等を講師として招いて宗教教育を施す計画をいい、週一回の日曜学校や無宗派的な註釈抜き聖書講読だけでは充分なる宗教教育の徹底を期し難いとの見地から、近年殊に強く主張されている。そして、これは、一つには第二次世界大戦以後、世界的な現象の一つとして現われ、合衆国の教育界自身もその対策に腐心している青少年犯罪の増加とも深い関連を持つていているものと解される。しかしながら、この計画は、児童生徒を宗派別グループに分けるとはいえ、内容的にはあきらかに宗派的教育を施すわけであり、それにたいして正規の授業時間を当てることには、当然いろいろの論議があることが考えられる。そして、その解決如何が、宗教の自由 (free exercise of religion) および宗教と国家の分離 (separation of church and state) を実際上いかに解釈するかの方向を示唆するものであるといつてよい。

すなわち、(一)各宗派の間に差別を立てないかぎり、国家および州がなんらかの援助をあたえることを妨げないものであるのか、それとも、(二)国家および州はいつさいの宗教的事項にいかなる形においても干与してはならないのか、さらにまた、(三)学校教育を含む教育について、それが公費をもつて賄われるかぎりいつさいの宗教を省かねばならぬとすれば、道德教育の問題に関連して、宗教的価値をどのような形で活かすことができるのか、そして最後に、(四)教育における宗教の価値を認めず、宗教とはそれを好む者、信ずる者のみが携われればよいものであり、それら者によつて、あるいはそれらの者のために設立された宗派的私立学校を例外として、敢えて教育のなかで考慮するに価しないものとの見解をとるのか等種種多様な問題が残されるであろう。

この問題に関連し、殊に合衆国憲法修正第一条の解釈をめぐつて、宗教界ならびに教育界に賛否の議論の渦を巻きおこしたのは、マッコラム・ケース (McCullum Case) にたいする合衆国最高裁判所の判決である。このケー

スはけつきよく八対一の圧倒的多数をもつて、解放時間を用いて学校内で宗派別授業を行うことを違法と断じたのであるが、ブラック判事によつて書かれた意見ならびにフランクファター判事によつて書かれた意見は、ともに同ケースを違憲と認める多数意見を代表して、次のごとき要旨を述べている。

(一) 解放時間は、税によつて賄われている資産（公立学校）を宗教教育に用い、学校当局と宗教団体との間に、宗教教育に関する緊密な紐帯の存在を実現していること。

(二) 世俗的教育（secular education）のための学校に通学している生徒に、宗教教育を受けるといふ条件で、法的義務を一部免除する結果となつていること。

(三) 修正第一条ならびに第十四条は、単に国教教会を禁じているだけでなく、もつと徹底して世俗的（無宗教的）な目標をもつていること。

(四) 国家と教会の分離は「単に宗教をすべて平等に処遇するというに留まらず、政府の機能と宗教の機能とを混合せしめないようにする要求である」こと。

ここにみる政教分離の建前はきわめて徹底したものであり、結果において、苟くも公立学校においては、いかなる形式の宗教教育も行いえないことを唱つている。否、むしろ敢えて積極的に公立学校教育に世俗的教育の名を冠し、むしろ宗教教育の学校よりの追放を唱つているかの如きである。それにも拘わらず、フランクファター判事が敢えて「この（宗教と国家の）分離の原則を教育の分野において確立するのは、けつして国民の宗教的信条を否定するためではない……世俗的公立学校といふことは、過去においても、けつして国民生活における宗教の基本的役割にたいする無関係を示唆するものではなく、また、国民生活形成の手段として宗教教育を排斥するものでもない」

といい、また事実において、ニュー・ヨーク州その他、解放時間を存続せしめ、あるいはあらたに始める州や学区さえあるのは、いかなる謂であろうか。いずれにしても、解放時間そのものが根本的には依然として未解決なる要素を蔵し、實際上それを望む風潮が社会に存在することを示すものであろう。

三

右に述べた如き重要な問題に当面して、いわゆる宗教無用論のごとき見解のないこと、すくなくとも公然たる意見として述べられていないのは、むしろ当然である。完全なる分離を主張し、国家や州はいかなる形においても宗教に関する事項に触れえず、したがって公立学校における宗教教育を不可と断ずるものも、けつして教育の反宗教性を唱えているのではなく、その無宗教性を主唱するにすぎないのである。

斯様な賛否両論をもつとも本質的に大別すると、

(一) 完全なる分離を主張し、合衆国憲法修正第一条の制定に到るまでの歴史的経過から、この条項はあきらかに国家のおこなう事業はいかなる意味でも宗教性を持ちえないこと、またこの条項の精神は修正第十四条によつて各州にもそのまま適用されると断ずるもの。

(二) 国民生活、殊に教育の根柢に宗教のなければならぬことを主張し、

(イ) 修正第一条は合衆国政府に関する禁止的規定であり、各州はみずからの責任と義務において「公教の樹立」(religious establishment)をおこなうことが可能であると説くもの。

(ロ) 特定宗派を優先的に補助支援することは禁じられているが、すべての宗教に差別的な処遇をあたえず平等

に援助をあたえることは可能であると説くものに分けることができる。

まず前者についていえば、R・フリーマン・バッツ(R. Freeman Butts)のときは、合衆国憲法に修正第一条を挿入するに到つた際の立役者であるジェームズ・マディソンならびにトマス・ジェファソン等の出身地であり、連邦結成にあつたつての代表母体であるとともに、彼らの影響少なからざる米國獨立時のヴァージニア憲法精神より出発すると同時に、その思想を反映する修正第一条そのものの成立過程より推論して、國家と宗教との分離の眞意は、(イ)単に特定の被保護宗派以外に他宗派の存在をも許容する寛恕(toleration)にもあらず、(ロ)多くの宗派に同時に援助をあたえる多数樹立(multiple establishment)にもあらずして、合衆國の守るべき道は完全なる分離(complete separation of church and state)なることを説いている。

斯様な論者は、同時に、この分離の原則が、憲法修正第十四条として州にもその効力を及ぼし、アメリカ市民の生命、自由、財産に関する不可讓の權利という「獨立宣言」に盛られたアメリカの伝統より演繹しうるものと解しているごとくである。さらにまた、これらの見解は、

この國がキリスト教國であることは眞実である。その國民の大多數はキリスト教を信奉している。疑いもなく、これはプロテスタント國である。國民の大多數はいずれかのプロテスタント宗派に屬している。けれども、法はキリスト教徒と異教徒、プロテスタントとカトリックのあいだに、いかなる差別のあることをも知らない。すべてが市民であり、彼らの權利はまつたく平等である。

と述べられている一九一〇年のイリノリ州法廷の判決が代表するように、異教徒にも同等の權利を認めんとするのみならず、連邦および州が宗教よりまつたく手を引くべしという思潮が支配的であるように思われる。

これにたいして、修正第一条の真意は「どこにおいても、またいかなる公教の樹立をも根絶せんとしたものでない」との主張のあるのも、これまた一概に故なしと却けることをえないであろう。すなわち、斯る論者は、オニール (O'Neill, J. M.) のごとく、「宗教や教育のような、ジェファソンのいわゆる『州内関係事項』の分野においては、合衆国政府ではなく、州政府が絶対的権限を有する」ことを主張し、特定宗教と他宗教とのあいだに偏見的差別を立てないかぎり、州がその責任において宗教ならびに宗教教育振興に援助の手を伸べるのを妨げないとするのである。

四

右の如き紛糾せる事態の解明は、けつして歴史的回顧もしくは現代における時事的な主流のいずれか一方よりの観点からは、とうてい果せないであろう。ここにわれわれは、過去の経緯とともに、改めて現代における宗教教育の必要と本質を考えあわせるところに、その解答を見いださねばならないであろう。

宗教と関連せる見地より眺めるとき、植民地時代のアメリカは、(イ)ヴァージニア、キャロライナ、メリーランド、ジョージヤのごときイングランド教会の支配のもとにあつた地方、(ロ)ニュー・イングランド諸地方に見る清教徒支配の地、ならびに(ハ)それらより分離して行つたロード・アイランドの如き地方、に分類することができる。さらに之に加えて、(ニ)例えばニュー・ヨークのごとく、当初より宗派的色彩の強くなかつた地をも挙げるべきであろう。

イングランド教会派の支配する諸州においては、議会統一法 (The Act of Uniformity of Parliament) に基く一般祈禱書 (The Book of Common Prayer) による公教樹立の体勢がそのまま新大陸にも持ち込まれ、(イ)エ

ビスコパルにたいする経済的支持、(d)同教会にたいする強制的出席、(e)違反者にたいする法的処罰を強固なる裏づけとしていた。このことはヴァージニアのばあい、一六〇七年のロイヤル・チャーター(royal charter)によつて植民地当局に権限があたえられ、それぞれ一六一一年ならびに一六一八年の法によつて規定化されるとともに、地方政治と教会との密接なる結びつきによつて、いわゆる教区制度(parish system)の樹立を見たのである。

ニュー・イングランドに植民したカルヴィニストたちは、もとより英本国におけるイングランド教会の圧迫を逃れて、自己の信仰の自由を求めて移住した人々ではあつたが、彼らの目的とするところは、けつして今日の意味における宗教の自由ではなく、いわんや政教の分離を本旨とするものではなかつた。むしろ「地上における神の都」を作り、神の至上権と教権の支配の理念を中心とする神政政治を実現せんとしたものであることは疑うべくもない。オスグッドはこれを論じて「彼らは自由を美德と同一視していた……自由なることとは信仰深きこと、叡知に充ちたること、穩健にして正しきこと、質素にして禁欲なること、そして最後に雅量に富み勇敢なることである」といい、「彼らは、神の前における選民の平等以外、平等ということについては殆んど語らなかつた。」といつてゐる。一六三二年のマサチュセツツの法は「(公認された)教会の成員たるもの以外、何人もこの共同体の自由を与えられない」と唱つており、住民は正統に公認された宗教にたいする(1)宗教税による財政的奉仕、州教会への出席の義務を有するとともに、違反者にたいして蔽罰の課されることは、エビスコパル治下における諸地方と同然であつた。

ロージャー・ウィリアムズ(Roger Williams, 1603~1684)の指導下におこなわれたロード・アイランド植民地の建設は、斯る公教樹立による圧迫の手を逃れて真の意味での宗教的自由を確立せんとするための反抗の初期の試み

として、アメリカ史上、重大なる意味をもつてゐる。十七世紀において、諸植民地一般には未だロード・アイラントのごとき積極的なる形での政教の分離を見得たのは稀少の例であるとはいへ、すでにして、その萌芽は現われていたのである。そしてこれが十七世紀末および次の十八世紀前半における(1)単一公教の樹立を維持しつつも、他宗派の信仰上の自由を許容する形式、ならびに(2)数個の宗派を同時に公教として認める形式、となつて実つたのである。

さきに述べたごとく、種種の異なる設立起源を有し、元来の世界觀的立場を異にし、同一ならざる経過を辿つて発展してきた北米諸植民地を概括的に述べることなどは、限られた紙数のうちで能く為し得るところではない。けれども、ロード・アイラント植民地や当初より公教の威勢が充分に滲透しなかつたニュー・ヨーク植民地を別としても、当初清教徒あるいはエピスコパルによりもつとも厳格なる公教の威令のおこなわれたマサチューセツ、コネティカット、メリーランド、サウス・キャロライナ等の植民地をも含めて、一七八九年の合衆国憲法成立時に、単一教派のみを公教として樹立し、州民にたいして、その個人的信条を侵してまで強制的立法を保持した植民地になかつたということは、右の事情を説明する何よりももの証左であると考えられる。たとえば、マサチューセツ植民地のみを見ても、一六九一年、同地が英本国よりの特許状^{チャーター}をえて“royal colony”となるとともに、プロテスタント全教派にたいする公認の措置が立法化され、その後も、事実上の大多数を占める組合教会 (Congregational Church) に所属するものと、バプティスト、クヱーカー、エピスコパル等の他教派に属するものとのあいだに、相克葛藤が繰り返されながらも、一七八〇年に改正された同植民地憲法は、「自己の所属する教派の教師」の維持のため宗教税を払うことを許容している。南部諸州において、メリーランドは宗教に関する限りそのうちでも最も複雑な州であつた。新大陸の植民地が概ねプロテスタントの地として、とくにイングランド教会派 (南部) もしくは

清教徒（ニュー・イングランド）の支配の下に属していた中であつて、この地のみは多数のカトリック教徒を擁しエピスコパルとその勢力を折半する状態にあつた。一六四九年の有名なる信教自由法（Toleration Act）はすでにプロテスタント、カトリック両増の教説を公認している。しかるにプロテスタントの派加と、就中一六九二年に同地がロイヤル・コロニーになつたことより、イングランド教会が公教として主座にのぼり、その支配の下に教区制の確立をみるに到つて、事実上、信教の自由は一時失われる形になつてしまつた。つづく六十年間の、イングランド教会、その他のプロテスタント、カトリック三者の確執は、同植民地の特異な事情に基く暗黒の姿を示している。しかしながら、十八世紀前半における新しい時勢の進展は、他の諸植民地とほぼ歩調を合わせて、同地においても次の段階への発展の動きを促進するに到り、一七七六年の同植民地憲法によつて一応の実りをみることに成り、同憲法は、

- (一) すべてのキリスト教徒は、公共の利害安寧を乱し、倫理の法にもとり、他人の自然、市民、宗教の権利を侵さないかぎり、自己の宗教上の自由を守る権利のあること、宗教上の教説あるいは活動によつて、その人権および財産のうゑに支障を被らないこと。
 - (二) 何人も、契約に基く以外、特定の教会、特定の牧師の維持を強制されないこと。
 - (三) 植民地議会はキリスト教支持のため一般的に平等の税を課することができること。但し、各人は、その税を支払う対象となる教派を指定できる権利を有すること。
- を以つてその根本趣旨としていのである。

斯くの如くにして、アメリカ独立時に到るまでには、すでにして信教の自由の重視の風潮は最初の十三州のいずれにおいても徐々に醸成されつつあつたのであり、その意味において、合衆国はその当初から、この精神をもつて

立国の大本としていたということが出来る。アメリカ合衆国憲法の生まれ出ずる母体ともなつたものが、初期の十三州のうち特にヴァージニヤ州憲法であり、修正の最初の十ヶ条をなす、いわゆる「権利の章典」—— *Bill of Rights*——もまた同様の原則に依つたものであるのは疑う余地のないことであるが、ヴァージニヤ州自体においては、まずイングランド教会の非公教化をもつて始まり、ジェファソン (*Thomas Jefferson, 1743~1826*) ならびにマディソン (*James Madison, 1751~1836*) に率いられる自由派とジェームズ・ヘンリー *James Henry* 等に依る保守派との対立のうちに、多数教派の同時公教化といつた他のいくつかの州にみられた対策を乗り越えて、州政府はいかなる形においても、宗教に関する事項にたいし、いつさいの権限を有しないという、完全なる政教分離の原則が打ち建てられたのであつた。

すなわち、一七七六年、マディソンの起案に基き、一部修正を経て可決された「ヴァージニヤ権利の宣言」—— *The Virginia Declaration of Rights* は、宗教が「理性と信念」によつて導かれるものであり、権力や暴力によつて支配されるものではないことを説きつつ、「すべての人間は、良心の命ずるところに従つて、宗教の自由なる実施に平等の権利を有する」点を強調しているが、同じ年、この精神に従つて、それまで公教として存続していたイングランド教会にたいし、その特権的取扱いを停止する法令を採択した。そしてさらに三年を経た一七七九年、ジェファソンによつて「宗教の自由のための法案」—— *Bill for Religious Freedom* が上提されたが、同法案は、

(一) 自己の信じない見解の普及のために強制的に税を納めさせることは罪深く且つ暴君的なことであり、自己の信念に合致する教派の牧師にたいしてといえども、そのうちの特定の人物を支持せよと強いることは自由権の侵害であること。

(一) 何人も特定の宗教的礼拝の場所、牧師にたいし経済的義務を負担するように強いられるべきでないこと。

(二) これらの権利は人類の自然権に基くものであり、その存在を否認するとき立法は、いかなるものといえども、自然権の侵害になること。

を主眼としている。この案は、爾後種種の曲折を経て、中途において一時、既述の一七七八年のサウス・キャロライナ憲法と酷似せる（但し、サウス・キャロライナ憲法がプロテスタントのみを主張しているが、ここでは全キリスト教派が含まれている）保守派の多数公教制との対決などに遭つたが、一七八六年、圧倒的多数を以つて採択されるに到り、さらにそれが、一七八九年合衆国憲法修正にあつて「権利の章典」の根幹となつたものである。

さて右のような考察に立つとき、もちろん、ここから直ちにマッコラム・ケースやエヴァスン・ケースの結論にたいする批判的判断を直接に導き出せるものではないとはいへ、尙おアメリカ合衆国の政治的権力と宗教との関係が、その歴史的経過からいつても、単にすべての教派を平等に支援するといった原理をはなれて、両者の間に明確なる一線を画するものであるのを知ることができる。そしてそれは、市民的自由と宗教的（良心の）自由とを區別するというだけでなく、むしろ前者のうちに後者を包み込むことに依つて、真の意味での個人の内面的自由を確保しようとするものと考えられないであろうか。

政教の完全なる分離をもたらした経緯のうちには、もちろん、歴史の進展と社会の変容、就中、世俗的なる実社会上の要求を無視することができない。これを教育の形体や内容の観点のみより眺めても、ペンシヤミン・フランクリンの「ペンシルヴェニアの青年の教育に関する提案」（一七四九年）を一世紀前のハーバード大学設立趣意と対照し、彼の提唱に依つて設立されたアカデミイの教科が、専ら英語、数学、地歴、近代外国語、自然科学に重点

を置き、古典語に重きを置かなかつたのを、ニュー・イングランドにおけるグラマー・スクールの教科がラテン、ギリシヤ、ヘブライ語の古典の学習を中心とし、ゴッドウィンのローマ史、シセロの演説、新約聖書などを教材の中心としていたことと比べても、想い半ばに過ぐるものがにろう。たしかに本論に述べたような経緯のなかには、宗教的倫理中心の社会より世俗的社会への移行に伴つて現われた、非宗教主義化の動きを見ることはできる。しかしながらも、アメリカの公立学校を、その教科のなかに宗教なきことを以つて「神なき学校」—the godless school—と断するのは憚られる。なぜならば、世俗的市民的自由の裏に隠れて顕在的な形態において把えることはできなくとも、市民的自由の理念に包まれながらも、否、包まれることに依つてこそ存在できる人間の内面的自由を伺うことが出来るからに他ならない。政教の完全分離への道を歩み、公立学校教育のなかに積極的な形で宗教を教えない体勢に到つた過程は、たしかに一種の妥協であるかもしれない。しかしながら、その妥協は、切羽つまつた止むことなき消極的妥協であるよりは、積極的建設的妥協であつたと考えられる。この意味で、世俗主義 (Secularism) は非宗教的 (non-religious) ではあつても、反宗教的 (anti-religious) ではない、というのは正しいといわねばならないであらう。

アメリカ教育政策委員会編
下程勇吉 訳

アメリカ公立学校の道德教育

東京 好学社 一九五三年

高木八尺 著

米國政治史序説

東京 有斐閣 昭和二十一年

高木八尺 著

米國憲法略義

東京 有斐閣 昭和二十二年

Butts, R. Freeman and L. A. Cremin. *A Cultural History of Education in American Culture.* New York, Henry Holt, c 1953.

Butts R. Freeman. *The American Tradition in Religion and Education.* Boston, Beacon Press, 1950.

- Blau, Joseph L. *Cornerstones of Religious Freedom in America*. Boston, Beacon Press, c 1949.
- Hefner, Richard D. *A Documentary History of the United States*. A Mentor Book, New York, The New American Library, c 1952.
- Moehelman, Conrad H. *The Wall of Separation Between Church and State*. Boston, Beacon Press, 1951.
- Nevins, Allan and Henry S. Commager. *The Pocket History of the United States*. Pocket Book. New York, Pocket Book, Inc., c 1952.
- O'Neill, James M. *Catholicism and American Freedom*. New York, Harper and Brothers, c 1952.
- Parrington, Vernon L. *Main Currents in American Thought*, Vol. 1, *The Colonial Mind*. 1620-1800, New York, Harcourt, 1927.